

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 18    | 母子保健等に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、母子保健等に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

港区長

## 公表日

令和8年3月18日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務  |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 母子保健等に関する事務  |
| ②事務の概要  | <p>母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法に基づき特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①養育医療<br/>疾病に罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要が高い未熟児に対し、養育に必要な医療の費用の一部を助成</p> <p>②妊娠の届出<br/>医療機関で妊娠の診断を受けた妊婦から届出のあった妊娠の届出書を受理。母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等を交付<br/>サービス検索・電子申請機能での届出も受理する</p> <p>③育成医療<br/>身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るため、必要な医療の費用の一部を助成</p> <p>④療育給付<br/>結核にかかっている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品を給付</p> <p>⑤小児慢性特定疾病医療費助成に関する事務<br/>・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、小児慢性特定疾病の医療受給者証を交付し、医療費の助成を行う。<br/>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。<br/>(1)小児慢性特定疾病医療費助成の申請受理・認定<br/>(2)児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の助成<br/>(3)小児慢性特定疾病医療費助成の認定変更の申請受理・認定<br/>(4)小児慢性特定疾病医療費助成の認定取消</p> |
| ③システムの名称  | 1健康管理システム 2福祉総合システム 3システム共通基盤 4中間サーバー連携システム<br>5中間サーバー 6サービス検索・電子申請機能  |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 1養育医療ファイル 2妊娠の届出ファイル 3育成医療ファイル 4療育給付ファイル 5小児慢性特定疾病医療費助成ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | <ol style="list-style-type: none"><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表 第70項…①②、第117項…③、第8項…④</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第40条…①②、第60条…③、第7条…④</li><li>港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)第4条別表第二 第33項…①、第40項…③、第16項…④</li><li>番号法第9条第1項別表の8の項</li><li>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第7条</li><li>児童福祉法第59条の4第1項</li><li>児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第45条の2及び第45条の3</li><li>番号法第9条第2項</li></ol>  |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携   |  |
|--|--|
| ①実施の有無   | <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <div style="float: right;">           &lt;選択肢&gt;<br/>           1) 実施する<br/>           2) 実施しない<br/>           3) 未定         </div>  |
| ②法令上の根拠  | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第42項、第125項…①④、第80項…②、第20項、第42項、第80項、第125項、第155項…③<br>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第96項…①、第144項、第146項…③、第20項…④ |
| 5. 評価実施機関における担当部署  |  |
| ①部署  | みなと保健所 健康推進課   |
| ②所属長の役職名   | 健康推進課長   |
| 6. 他の評価実施機関  |  |
| —  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先  | 〒108-8315<br>東京都港区三田1丁目4番10号<br>みなと保健所 健康推進課   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ   |  |
| 連絡先  | みなと保健所 健康推進課 健康づくり係<br>電話番号 03-6400-0083   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span> |  |
| 適用した理由   |  |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点  |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年4月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない |  |   |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠                           | 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項を遵守している。 |   |

| 9. 監査   |   |
|---|---|
| 実施の有無   | [ <input type="radio"/> ] 自己点検      [ <input type="radio"/> ] 内部監査      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査   |
| 10. 従業者に対する教育・啓発  |   |
| 従業者に対する教育・啓発  | <input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ]全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |
| 最も優先度が高いと考えられる対策  | <input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】  | <input type="checkbox"/> 十分である ]<br><選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠   | アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理するとともに、離籍時のログアウトを徹底している。   |

# 変更箇所

| 変更日         | 項目                               | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明                |
|-------------|----------------------------------|---|---|------|--------------------------|
| 平成27年12月21日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠          | 1,2 略   | 1,2 略<br>3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報   | 事後   | 区条例の改正による条文名の追加          |
| 平成27年12月21日 | I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情     | 1 略   | 1 略<br>2 行政手続における特定の個人を識別する   | 事後   | 主務省令の追加                  |
| 平成28年4月15日  | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠          | 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30   | 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30   | 事後   | 項番の誤記修正                  |
| 平成28年10月17日 | 表紙 評価書名                          | 養育医療及び妊娠の届出に関する事務 基礎項目評価書   | 母子保健に関する事務 基礎項目評価書  | 事前   | 対象事務の追加により、評価書名を変更       |
| 平成28年10月17日 | 表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言         | 港区は、養育医療及び妊娠の届出に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当   | 港区は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人   | 事前   | 対象事務の追加により、事務の名称を変更      |
| 平成28年10月17日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①     | 養育医療及び妊娠の届出に関する事務   | 母子保健に関する事務  | 事前   | 対象事務の追加により、事務の名称を変更      |
| 平成28年10月17日 | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②     | 母子保健法に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。   | 母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法  | 事前   | 対象事務の追加により修正             |
| 平成28年10月17日 | I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名             | 1養育医療ファイル 2妊娠の届出ファイル  | 1養育医療ファイル 2妊娠の届出ファイル 3育成医療ファイル 4療育給付ファイル  | 事前   | 対象事務の追加により修正             |
| 平成28年10月17日 | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠          | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月   | 事前   | 対象事務の追加により修正             |
| 平成28年10月17日 | I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情     | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月   | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月   | 事前   | 対象事務の追加により修正             |
| 平成28年10月17日 | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 平成27年3月1日時点   | 平成28年9月1日時点   | 事前   | 対象事務の追加により、再計算したため       |
| 平成29年4月1日   | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属      | 村山 正一   | 白井 隆司   | 事後   | 所属長の変更                   |
| 平成29年4月1日   | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 平成28年9月1日 時点  | 平成29年4月1日 時点  | 事後   | しいき値を再計算したため             |
| 平成29年5月22日  | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②     | ②妊娠の届出<br>医療機関で妊娠の診断を受けた妊婦から届出  | ②妊娠の届出<br>医療機関で妊娠の診断を受けた妊婦から届出  | 事前   | 子育てワンストップサービス導入に伴い記載を修正  |
| 平成29年5月22日  | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③     | 1~5 略   | 1~5 略<br>6サービス検索・電子申請機能   | 事前   | 子育てワンストップサービス導入に伴い記載を修正  |
| 平成30年4月1日   | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属      | 白井 隆司   | 近藤 裕子   | 事後   | 所属長の変更                   |
| 平成30年4月1日   | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 平成29年4月1日 時点  | 平成30年4月1日 時点  | 事後   | しいき値を再計算したため             |
| 平成31年4月1日   | 平成31年1月版様式2に変更                   |   |   | 事後   | 様式変更のため                  |
| 平成31年4月1日   | I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長     | 健康推進課長 近藤 裕子  | 健康推進課長  | 事後   | 氏名記載不要となったため             |
| 平成31年4月1日   | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 平成30年4月1日時点   |   | 事後   | しいき値を再確認したため             |
| 平成31年4月1日   | IV リスク対策 全項目を新規記載                |   |   | 事後   | 様式変更のため                  |
| 令和3年4月1日    | 評価書名                             | 母子保健に関する事務 基礎項目評価書  | 母子保健等に関する事務 基礎項目評価書   | 事後   | 内容に医療費助成事務が含まれるため        |
| 令和3年4月1日    | 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言            | 港区は、母子保健に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生する  | 港区は、母子保健等に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生する   | 事後   | 内容に医療費助成事務が含まれるため        |
| 令和3年4月1日    | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①     | 母子保健に関する事務  | 母子保健等に関する事務   | 事後   | 内容に医療費助成事務が含まれるため        |
| 令和3年4月1日    | I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②     | ①~④ 略   | ①~④ 略<br>⑤小児慢性特定疾病医療費助成に関する事務   | 事後   | 小児慢性特定疾病医療費助成事務が追加となったため |
| 令和3年4月1日    | I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名             | 1~4 略   | 1~4 略<br>5小児慢性特定疾病医療費助成ファイル   | 事後   | 小児慢性特定疾病医療費助成事務が追加となったため |
| 令和3年4月1日    | I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠          | 1,2 略   | 1,2 略<br>3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報   | 事後   | 小児慢性特定疾病医療費助成事務が追加となったため |
| 令和3年4月1日    | I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情     | 1,2 略   | 1,2 略<br>3 番号法第19条第7号別表第二の9、26、56の  | 事後   | 小児慢性特定疾病医療費助成事務が追加となったため |
| 令和3年4月1日    | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 令和2年4月1日 時点   | 令和3年4月1日 時点   | 事後   | しいき値を再計算したため             |
| 令和4年4月1日    | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 令和3年4月1日 時点   | 令和4年4月1日 時点   | 事後   | しいき値を再計算したため             |
| 令和5年6月21日   | I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠           | 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年港区   | 3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号)   | 事後   | 条例改正のため                  |
| 令和5年6月21日   | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 令和4年4月1日 時点   | 令和5年4月1日 時点   | 事後   | しいき値を再計算したため             |
| 令和6年6月21日   | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 令和5年4月1日 時点   | 令和5年4月1日 時点   | 事後   | しいき値を再計算したため             |
| 令和7年6月27日   | II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 3.いつ時点 | 令和6年4月1日時点  | 令和7年4月1日時点  | 事後   | 記載修正のため                  |
| 令和7年6月27日   | IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が  |   |   | 事後   | 様式変更のため                  |
| 令和8年3月18日   | I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠           | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一 第49項...①②、第84項...③、第77項...④<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第40条...①②、第60条...③、第7条...④<br>3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二 第33項...①、第40項...③、第16項...④<br>4 番号法第9条第1項別表第一の7の項<br>5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条 | 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表 第70項...①②、第117項...③、第8項...④<br>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号) 第40条...①②、第60条...③、第7条...④<br>3 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年港区条例第28号) 第4条 別表第二 第33項...①、第40項...③、第16項...④<br>4 番号法第9条第1項別表の8の項<br>5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第7条 | 事後   | 番号法改正のため                 |

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-----------|
| 令和8年3月18日 | I 関連情報<br>4情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>法令上の根拠 | <p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)<br/>(別表第二における情報提供の根拠)第26項、第87項…①④、第56の2項…②、第16項、第26項、第56の2項、第87項、第116項…③<br/>(別表第二における情報照会の根拠)第70項…①、第108項、第110項…③、第16項…④</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)<br/>(情報提供の根拠)第19条、第44条…①④、第30条…②、第12条、第19条、第30条、第44条…③<br/>(情報照会の根拠)第39条…①、第55条…③、第12条…④</p> <p>3 番号法第19条第8号別表第二の9、26、56の2、87の項</p> <p>4 番号法第19条第7号</p> <p>5 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「令第7号」という。)第8条</p> <p>6 令第7号第19条1号2号3号4号5号6号、第30条2号、第44条1号2号3号4号5号6号、第59条の3・3号ロ</p> | <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)<br/>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)第42項、第125項…①④、第80項…②、第20項、第42項、第80項、第125項、第155項…③<br/>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)第96項…①、第144項、第146項…③、第20項…④</p> | 事後   | 番号法改正のため  |